



2023.2.5

No. 349

MONTHLY

れんごう

北海道

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者 藤盛敏弘

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 はくろビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

## 2023年度組織拡大推進特別委員会を開催 「連合北海道組織拡大プラン2030」の実現に向けて

連合北海道は2022年12月13日、ホテルポールスター札幌にて「2023年度組織拡大推進特別委員会」を開催した。構成組織・地域協議会からは、50名が参加した。

開会に先立ち、主催者を代表して連合北海道の杉山元会長は、「長期化する新型コロナウイルス感染拡大の影響により、雇用と賃金・労働条件が脅かされ続けており、日本の社会的セーフティネットの脆弱化も浮き彫りになった。特に社会的に弱い立場にあるパート・有期・派遣をはじめ女性、学生など多くの働く仲間が困難な状況に立たされている。我々連合は、ひとりでも多くの未組織労働者を集団的労使関係によって『守り』、全ての働く仲間の拠り所となるためにも『連合北海道組織拡大プラン2030』の実現の達成に繋げたい」と挨拶した。

続いて、旬報法律事務所の新村響子弁護士が「近年の労働関係法令を学び組織化へつなげよう」をテーマに基調講演を行った。

講演の中で、新村弁護士は、①パワハラ防止法②同一労働同一賃金③改正育児介護休業法の3点についてテーマを絞り、重点的に講義を行った。

職場のハラスメント対策で労働組合が取り組むべき課題として、新村弁護士は「ハラスメントが起きないように職場環境を改善し、働きやすい職場をつくるべき」と指摘した上で、「ハラスメントでメンタルが低下した労働者については労働組合がサポートすべ



き」と呼び掛けた。一方で、パワハラ防止法に基づき事業主が相談窓口等を設置するなど形式的な体制整備を図っていたとしても、その窓口が実効性のある体制となっているか否かについては「労働組合が検証を行い、きちんと監視する立場となるべき」と語気を強めた。

2021年4月からパートタイム・有期雇用労働法の改正により全面施行となった「同一労働同一賃金」については、一昨年以降立て続けに下された判令内容に触れ、「現時点での判令では、個別判断がなされた各手当について『不合理』と認められるものもあった。その反面、基本給や賞与、退職金に係るものについてはこの間、『不合理ではない』という判決が出ている。しかしながら、裁判所としても『今後の事案によっては賃金・



主催者代表挨拶に立つ杉山会長



新村弁護士からの基調講演

賞与の不合理性については認められる場合もあり得る』という見解を示している。最高裁判決はひとつの事例にしか過ぎない。それ以前に労働組合が労使交渉を経て、有期と無期の均衡処遇を図っていくことが重要である」と力強く訴えた。

本年4月以降段階的な施行となった改正育児介護休業法について、新村弁護士は「なぜ、男性の育児休業の取得を推進する必要があるのか、その社会的意義を理解して対策を進める必要がある」と述べた。その上で、労働組合の役割として「事業主が妊娠・出産の申出をした労働者に対してどの程度の周知や意向確認を行っているのかについても労働組合がチェックすべき」と強調。「本年10月から新たに創設された産後パパ育休に関しても、単に制度を周知し意向確認を実施するに留まらず、労働組合が関与して取得しやすい企業風土を目指すことが重要」とアドバイスした。

次に、組織拡大に関する事例報告として、情報労連の山根事務局長と自治労の江本部長がそれぞれ登壇した。

山根事務局長は、情報労連加盟の全ベルコ労働組合の闘争にかかわる経過について述べた。その中で山根事務局長はベルコ闘争における和解内容と意義についても触れ、「和解内容のとおり、2022年3月中旬に原告2人(委員長・書記長)が職場に復帰して、組合活動も継続的に行い、労使交渉も3回ほど行ってきた。後続する不当労働行為事件はまだ解決していないが、7年半にわたるベルコ闘争の成果を生かして、今後もベルコ及び代理店と円滑な労使関係を作りながら会社全体に対する組合の組織化の攻勢をかける段階にある」との報告があった。

続いて、自治労の江本部長からは、正規職員がいな

い児童館職場を組織化してきた自らの体験談をもとに、会計年度任用職員の組織化について報告があった。組織化にあたっては、対象の非正規職員となる臨時職員や嘱託職員に対してアンケート調査を実施し現場の意見収集に努めたほか、学習会や説明会を何度も開催して組合活動への理解を丁寧に深めていった経過があった。「組織化は子育てと一緒に。時代に応じて教育方法が変化するように、時代に応じてサポートの仕方も変化していく」と江本部長。「組織化への課題があれば、説得と納得を得なければならない。自分の考えを相手に説得し理解・共感してもらうには相手への傾聴も欠かせない。組織化は『作業』ではなく『仲間とのストーリー』を大事にしなければならない」と語った。

最後に、連合北海道の永田重人組織対策局長が「連合北海道組織拡大プラン2030の実現に向けて」と題して、2022年10月の連合北海道年次大会において確認した「連合北海道組織拡大プラン2030」をもとに、構成組織・連合北海道・地域協議会の具体的な取り組みを提起した。そのほか、構成組織・地域協議会との情報共有・連携を図るための意見交換会の実施や、ワークルールの理解・促進に向けて道内48大学との意見交換の実施、人材確保と離職防止に向けた取り組みの一環としては、医療・介護職場の組織化を展望した取り組みにも着手することや、治療との両立支援に向けた検討を進めることについても確認した。

最後に、司会の和田副事務局長が、今後の取り組みに対する決意を述べ、委員会を終了した。

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/7255>



情報労連の山根事務局長からの事例報告



自治労の江本部長からの事例報告



「連合北海道組織拡大プラン2030」を提起する永田組織対策局長

## 北海道社会保険労務士会との連絡会を開催 退職代行やパワハラ防止法などについて意見交換

2022年12月8日、連合北海道は、昨年に引き続き、年1回の北海道社会保険労務士会との連絡会(意見交換会)を開催した。社労士会からは、会長、正副会長3人、

専務理事、総務部長、事務局次長の7人、連合北海道からは、会長、事務局長、副事務局長2人、組織対策局長、組織対策局次長、北海道労働委員会労働者委員の7人、

全体14人で意見交換会を行った。

会の冒頭、各団体参加者の自己紹介を行い、その後、両団体の会長から挨拶を行った。

### ●会長あいさつ

連合北海道の杉山元会長は、コロナ禍で失業なき労働移動への取り組み、労働関係法令や働き方改革の推進の取り組みに謝意を示した。2023春闘において、物価上昇に賃金が追いついておらず、「人への投資」を積極的に行い、ベースアップ上昇分(3%程度)と定昇をあわせ5%程度の賃上げを求めていくこと、連合北海道の春闘の柱は、中小企業(北海道企業の99.8%)の賃上げであり、国の経済対策の活用を紹介した。さらに、中小企業は、人件費の占める割合や人員不足、長時間労働の問題、設備投資も厳しい状況にあり、社労士のアドバイスや力添えに期待すると檄を飛ばした。また、2020年6月施行のパワハラ防止法が本年4月から中小企業も義務化されたことに触れ、連合北海道の労働相談で、毎月集計のトップ3に入っていることを紹介し、パワハラ防止方針の明確化や相談体制の整備、労働者への啓発が重要となっていると協力を促した。

一方、社労士の東海林会長からは、「社会保険労務士白書2022年版」が紹介され、①デジタル対応、②グローバルな課題、③SDGsの普及、④労務コンプライアンスの実現、⑤学校教育、⑥成年後見制度、⑦労働紛争解決センター、⑧街角の年金相談センター、⑨災害対応、⑩委託事業などの取り組みが紹介された。

### ●概況および近況報告

その後、両組織の概況および近況報告がされた。

社労士会からは、会員数が年々増加していること、社労士試験の受験者数の動向でも、令和4年度の北海道の申込者数が1,600人、受験者数1,242人、合格者数64人(5.2%)となったことが紹介された。一方、総合労働相談所運営事業(令和3年度の相談人数137名)、労働相談ホットライン委託事業(北海道庁からの委託事業)について、令和3年度で1,547件の相談があったことが紹介された。

次に、連合北海道からは、冒頭、今年1月のベルコ事件札幌高裁和解成立や2022年10月の高校生平和大使派遣10周年記念事業「被爆ピアノコンサート」の取り組みを紹介。組織・活動紹介として、①連合の組織体制、②連合北海道の事務局体制、③連合北海道の活動、④なぜ労働組合は必要なのか?の紹介、⑤連合北海道労働相談ダイヤルの内容(医療・福祉の相談が65ヶ月連続TOP3、パワハラ・嫌がらせ相談が多いなど)、⑥連合北海道ホームページ(労働相談チャットポットゆにぽの紹介)、⑦多様な就労者を含めた集团的労使関係の構築・強化、⑧人材育成と労働者教育の推進などについて紹介した。

### ●意見交換

意見交換では、連合北海道から7点の課題について問題提起し、社労士会との意見交換を行った。



挨拶する杉山会長

### 1.退職代行について

最近20代・30代の若者が3万円程度支払い民間企業や「労働組合と謳い退職代行を前面に宣伝している組織」に一切の退職手続きを代行してもらおう事案がある。社労士会として、対応された経験や把握していることを伺ったところ、社労士会からは、「ここ数年で10件近く事案があり、労働組合を名乗った1件と、その他は弁護士であり、残有給の消化や未払い残業の請求事案が発生している」。

### 2.タイムカード等による「労働時間管理の把握」について

2019年4月施行で労安法66条8の3が改正されたことを受けて、どのような助言・アドバイスを行っているのか、また、在宅勤務・テレワークの労働時間管理はどうなっているのかを伺ったところ、社労士会からは、「労働時間管理の把握は、使用者の義務である。イロハのイであると指導している。在宅勤務・テレワークは、作業日報を作成し報告させるなどを指導している」。

### 3.パワハラ防止法について

今年4月からすべての事業所で義務化されたが、中小企業でどの程度普及して、相談窓口はどの程度設置されているのかを伺ったところ、社労士会からは、「関わる事業所は中小・零細企業で意識は薄いこと。10人程度の規模だと窓口を作ってもプライバシー上、相談に来ない」。

### 4.「高年齢者雇用安定法」について

65歳までの定年企業の割合は、2割弱にとどまっている。労働力人口が全国より加速的に減少していく道内において、中小企業の65歳定年の割合と相談がどの程度寄せられているのか伺ったところ、社労士会からは、「小さい事業所ほど、65歳定年となっており、規模が大きくなると60歳以降は再雇用である」。

### 5.就業規則について

従業員10人未満は、作成・届出義務は発生しないが、労働紛争が発生する要因にもなりかねないため、各事業所に指導・助言できないかを伺ったところ、社労士会からは、「労基署に届出なくても良いが、作りましようという考え方。あらゆる補助金の申請時には、就業規則が必要である」。

6.短時間勤務職員の社会保険加入について

今年10月から適用拡大となったが、加入させていない事業所に対して、どういった周知を行っているのか伺ったところ、社労士会からは、「健康保険法・厚生年金保険法違反となるため、強制的に遡及し納付することが必要である」。

7.育児・介護休業法について

今年10月から、産後パパ休暇(出生時育児休業)が創設され、どのような助言・アドバイスまた、事業主からの問い合わせがあるのか伺ったところ、社労士会から

は、「大きい企業からは問合わせがある。小さい企業でも福利厚生がしっかりしている事業所からは問い合わせがあり、取得したい人は増えている」。

●おわりに

2時間の連絡会であったが、様々な意見交換を通じて、多くのことを学ぶことができた有意義な時間となった。最後に、次年度も引き続き、連絡会を開催することを確認し終了した。

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/7261>

北海道にお住まいの方なら、原則どなたでも。

## ろうきんのローンは、みんなのための 応援金利

WEB完結型 & 対面型

対面型

欲しい車を手に入れるチャンス  
**轟ローン**

入学時や入学後の費用も安心  
**教育ローン**

マイホームやリフォームの資金に  
**無担保住宅ローン**

WEB完結型

車買込代金のお返までおまかせ  
**轟ローン**

入学時や入学後の費用も安心  
**教育ローン**

必要な時にATMでお借入れ **教育ローン【カード型】**

教育ローン(証書貸付)・無担保住宅ローン 限定

### 万が一のとき、ローン残高が0円に!

■ろうきん団体信用生命保険(ろうきん団信)  
OR  
■がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(がん団信)を付帯できます!

※(WEB完結型教育ローン)「福祉型教育ローン」は対象外です。  
※ろうきん団信を付帯した場合、通常金利に年0.20%上昇になります。がん団信を付帯した場合、通常金利に年0.30%上昇になります。  
※ローン残高が0円になるには所定の条件があります。詳しくは(ろうきん)へお問合せください。

さらにおトクな轟ローンの仲間たちです!

エコカー購入なら

**轟エ・コ**

女性なら

**轟レディ**

29歳以下なら

**轟ヤング**

お問い合せは北海道ろうきん店舗、またはコールセンターへ

北海道ろうきんコールセンター ☎0120-5-109-26

●ご利用時間 AM9:00~PM5:00 土・日・祝日、年末年始は休業します。

北海道ろうきん **つなぐプロジェクト** 実施中! お取引件数に応じたNPOなどへの寄付を通じて、地域における共生社会の実現をめざす取組みです。



2月の主な動き

イベントカレンダー

- 7日(火) 14:30/カナモトホール  
金属・機械部門連絡会第2回幹事会
- 16日(木) 13:30/連合会館  
第17回中央執行委員会
- 21日(火)~22日(水) 10:00  
全国一斉集中労働相談ホットライン
- 22日(水) 10:00/京王プラザホテル札幌  
第5回執行委員会
- 22日(水) 13:00/京王プラザホテル札幌  
第4回地協事務局長会議

- 22日(水) 15:30/  
京王プラザホテル札幌  
組織・財政特別委員会

- 28日(火) 15:00/京王プラザホテル札幌  
2023年度第2回中小・パート共闘会議及び  
第1回流通・食品・建設・一般部門合同会議

春季生活闘争討論集会

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■4日(土) 11:00<br/>留萌地協/留萌市</li> <li>■4日(土) 13:00<br/>十勝地協ブロック/帯広市</li> <li>■4日(土) 13:00<br/>上川地協/旭川市</li> <li>■4日(土) 13:00<br/>胆振地協/苫小牧市</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■4日(土) 13:30<br/>空知地協/岩見沢市</li> <li>■4日(土) 13:30<br/>網走地協/北見市</li> <li>■11日(土) 13:30<br/>釧根地協/釧路市</li> <li>■18日(土) 13:00<br/>日高地協/新ひだか町</li> </ul> |
|---|---|